

会議の公開について（案）

1. 中小企業政策審議会金融小委員会は、中小企業政策審議会運営規定に基づき、原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事概要については、原則として会議終了後速やかに作成し、公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。
5. 個別の事情に応じて、会議または資料を非公開とするかどうかについての判断は、委員長に一任するものとする。